

日光市鬼怒川温泉駅前再整備基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

日光市鬼怒川温泉駅前再整備基本計画策定支援業務委託

2 業務の目的

日光市（以下、「市」という。）では、令和6年度に日光市鬼怒川温泉駅前再整備検討市民委員会（以下、「市民委員会」という。）を設置し、鬼怒川温泉駅前再整備について意見を徴したうえで、市議会との調整を経て整備基本方針を策定した。

【基本方針の主要項目】

整備区域：藤原総合文化会館、鬼怒川・川治温泉観光情報センター、藤原図書館、鬼怒川温泉駅前公衆トイレ及び民間施設の鬼怒川・川治温泉旅館協同組合が立地する敷地と鬼怒川温泉駅前広場（以下、「駅前広場」という。）を含む鬼怒川温泉駅前のエリアを一体的に捉えた区域

施設再編：整備区域の既存公共施設機能の整理と温浴機能、民間機能との複合化

本業務では、鬼怒川温泉駅前の再整備にあたり、新たに建設する施設及び更なる利活用を図る駅前広場の具体的な機能、構成及びその事業に係る諸条件を整理し、整備基本計画の策定を支援することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年2月10日（火）まで

4 業務の内容

本業務においては、公共の施設整備であることを前提とするが、民間の活力・知見が十分に発揮され、鬼怒川温泉駅前の賑わい創出に寄与するよう、次の項目について実施する。

（１）基本計画の目的

整備区域における再整備の背景、課題を整理し、本計画の目的を明示すること。

（２）整備の基本理念

本市総合計画におけるまちづくりの方向性を踏まえ、市民委員会の協議内容を整理し、基本理念を定め、基本方針（策定済み）と整合性を図ること。

（３）複合施設・駅前広場の主要機能の考え方と規模

駅前全体の活性化に寄与する施設の機能と規模を定めるため、既存の公共施設の機能を整理し、また、新たに付加すべき機能について検討すること。

（４）複合施設の建設計画

（３）により定めた複合施設について次の項目について検討し、計画としてまとめること。

- ・敷地条件
- ・建物構成
- ・施設全体に共通する考え方

- ・施設への利用者動線
- ・防災
- ・設備、環境

(5) 駅前広場の整備計画

(3) により整理した駅前広場について次の項目について検討し、計画としてまとめること。

- ・敷地条件
- ・付帯設備構成

(6) 複合施設・駅前広場の事業計画

(4)、(5) によりまとめたものを一つの事業として実施するため、次の項目について検討し、具体的に示すこと。

- ・概算事業費
- ・事業手法
- ・財源
- ・事業スケジュール
- ・基本計画図

(7) 運営

複合施設において、民間活力の導入により運営経費を圧縮するため管理運営方法を提案すること。また、整備区域全体の賑わい創出及び周辺への活性化に向けた運営について、先進地の手法等进行分析し、整理すること。

5 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員を配置し、業務を進めること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 本業務に必要な資料の収集、整理及び解説は、受託者が行うものとし、市は、受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (5) 受託者は、市民委員会において出席が求められた場合は、会議に出席し、質疑に応答すること。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに「業務計画書」を市に提出するとともに、承認を得ること。
- (2) 「業務計画書」には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務内容
 - ② 業務を実施する上での方針
 - ③ 実施工程表
 - ④ 業務実施体制
 - ⑤ 業務従事者名簿
- (3) (2) に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに市に対し報告書を文書で提出し、承認を得ること。

7 打合せ及び会議録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、市と随時に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録し、市の承認を得ること。なお、業務の打合せの回数は月1回以上とし、初回及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

8 成果品及び提出部数

- (1) 基本計画 1部 (A4判、縦型、製本、及び電子データ)
- (2) 基本計画概要版 1部 (A4判、縦型、4頁程度及び電子データ)
- (3) 業務報告書 1部 (A4判、縦型、ファイル綴じ及び電子データ)
- (4) 業務完了までの会議録及び関係資料 一式

※上記成果品の電子データは、保存媒体(CD-R又はDVD-R)で納品すること。なお、電子データは、完成原稿(PDF)のほか、編集が可能であるデータ形式(ワード、エクセル等)で納品すること。また、報告書作成に当たっては、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的に分かりやすくすること。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の前提条件等を踏まえ、市の要求事項の整理、全体工程、その他の基本的制約条件を整理し、把握すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり市の所掌する情報資産の保護について万全を期するものとし、業務の処理上知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。
- (3) 業務の遂行に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。
- (4) 事業の成果は、すべて市に帰属するものとし、業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (5) 事業の実施を他の企業にそのまま再委託することはできない。他の企業と連携して事業を実施する場合は、企画提案書に役割分担等を記載すること。
- (6) 業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合及び仕様書に記載されていない事項は、市と受託者で協議して決定すること。なお、これらに記載のない事項であっても、業務の性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備しなければならない。

10 問合せ先

日光市観光経済部藤原観光課

〒321-2595 日光市鬼怒川温泉大原 1406 番地 2

電話：0288-76-4111

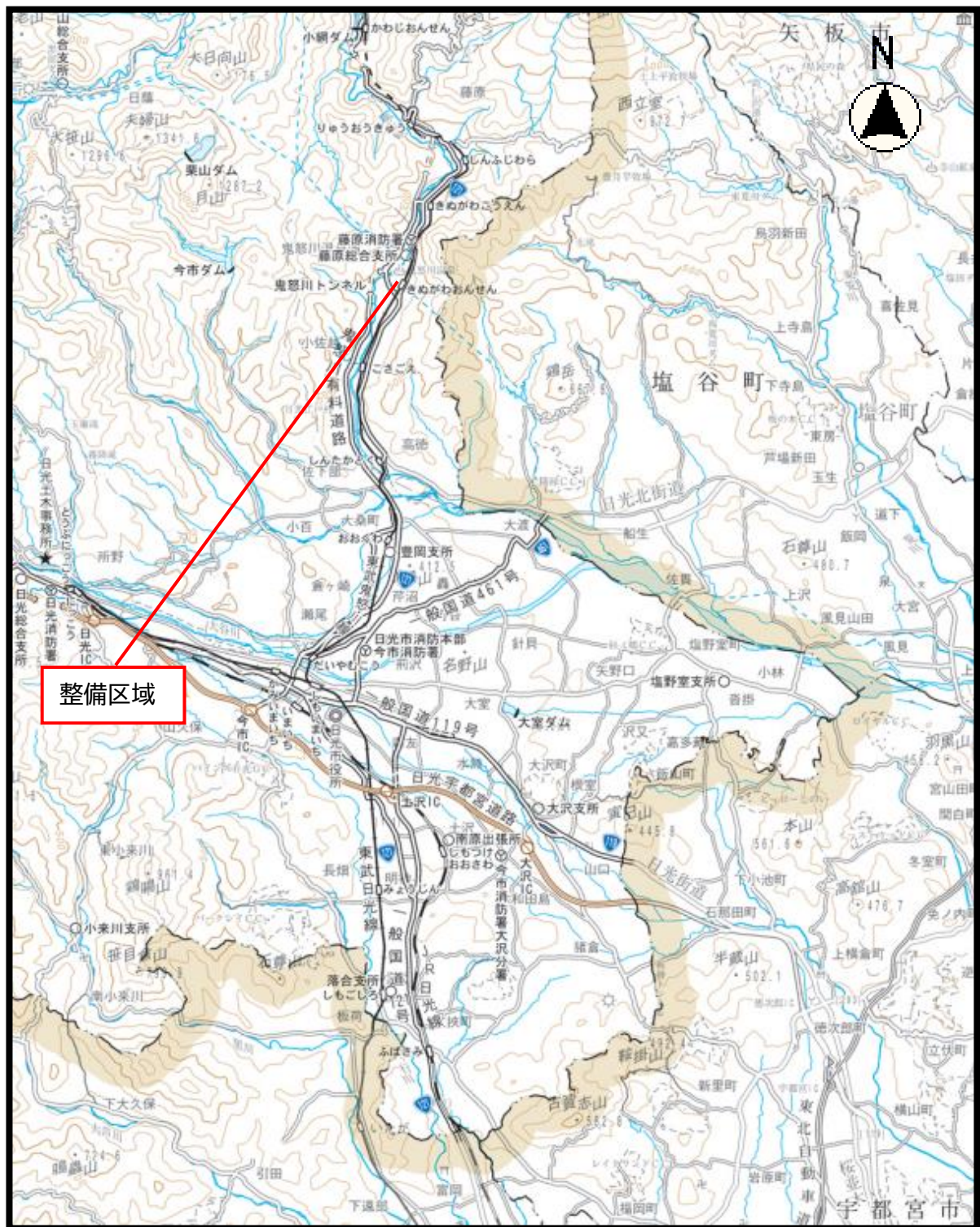
メールアドレス：kankou-fujihara@city.nikko.lg.jp

別図表 鬼怒川温泉駅前再整備予定地

【概要】

	所在地	地目	面積 (㎡)
1	旧藤原総合文化会館・藤原図書館等敷地 日光市鬼怒川温泉大原 1404-1	雑種地	4,289
2	鬼怒川温泉駅前広場 日光市鬼怒川温泉大原 1397 の一部	公衆用道路	3,591

【位置図】



【案内図】

